

青梅市中小企業振興資金等融資制度

2025年4月10日現在

	資金名		期 間	利 率（年 利）			
				利 率	利子補給	本人負担	
中小企業資金	運 転 金 ※1		1年以内	1.10	0.44	0.66	
			3年以内	1.20	0.48	0.72	
			5年以内	1.30	0.52	0.78	
			7年以内	1.50	0.60	0.90	
	設 備 金 ※2		5年以内	1.30	0.52	0.78	
			7年以内	1.50	0.60	0.90	
			10年以内	1.80	0.72	1.08	
	小 口 緊 急 対 策 資 金 ※3		1年以内	1.10	1.10	0.00	
			3年以内	1.20	0.60	0.60	
			5年以内	1.30	0.65	0.65	
			7年以内	1.50	0.75	0.75	
	開業資金 ※4	運 転	1年以内	1.10	1.10	0.00	
			3年以内	1.20	0.60	0.60	
			5年以内	1.30	0.65	0.65	
			7年以内	1.50	0.75	0.75	
		設 備	5年以内	1.30	0.65	0.65	
			7年以内	1.50	0.75	0.75	
小口零細企業保証資金 ※6	運 転 金		1年以内	1.10	0.55	0.55	
			3年以内	1.20	0.60	0.60	
			5年以内	1.30	0.65	0.65	
			7年以内	1.50	0.75	0.75	
	設 備 金		5年以内	1.30	0.65	0.65	
			7年以内	1.50	0.75	0.75	
			10年以内	1.80	0.90	0.90	
	小 口 緊 急 対 策 資 金 ※5		1年以内	1.10	1.10	0.00	
			3年以内	1.20	0.60	0.60	
			5年以内	1.30	0.65	0.65	
			7年以内	1.50	0.75	0.75	

【長期プライムレート】

2.05 %

【短期プライムレート】

1.875 %

- (1) 利率は、短期プライムレートが変動した場合に変更となります。
- (2) 中小企業資金「運転資金」※1、「設備資金」※2の据置期間における本人負担利率は、「6ヶ月を限度に契約利率の4／10」になります。
- (3) 中小企業資金の「小口緊急対策資金」※3、「開業資金」※4、及び小口零細企業保証資金の「小口緊急対策資金」※5は、融資実行日から1年間に限り全額利子補給されます。
- (4) 信用保証協会の保証を受けた場合、保証料は「1／2補助」となり、「1／2は自己負担」です。ただし、中小企業資金の「小口緊急対策資金」※3、「開業資金」※4、及び「小口零細企業保証資金」※6は、「全額補助」されます。

青梅商工会議所 中小企業相談所
TEL 23-0113 FAX 23-1122